

2008年度 IVY 法律勉強会

庄内法律勉強会まとめ

2008年10月16日（於酒田市交流ひろば）

1. 日本国籍を取得するメリットは何か。

- ① フィリピン：外国に行くときなど、フィリピンのパスポートは手続きに時間がかかるが、日本のパスポートだとスムーズに運ぶ。フィリピン国籍は、フィリピンに住むことになればいつでも回復できる。
- ② アメリカ：ほとんどメリットがない。
- ③ 中国：以前はあったが、今はほとんどないと思う。
- ④ 日本国の住民としてのメリットは、国政参政権が得られる、国家公務員など就職の制限がなくなる、入国の際パスポートコントロールを早く通過できる。

◎二重国籍について

アメリカ、英国、ブラジルなどの国は二重国籍を認めている。一方、日本、韓国、中国などアジアの国の多くは二重国籍を認めていないが、今回ノーベル賞を受賞した元日本人がアメリカ国籍を取得していたことから、二重国籍を認めようという動きが日本政府内に出てきた。権利の部分はよいが、兵役など義務も果たさなければならないので、住んでいないけれどパスポートだけ持っている国に兵役があるときどうするか等、難しい問題もある。

2. 生命保険の受取人が妻以外の場合、夫が死んでも妻は全く受け取れないか。

受け取れない。生前に夫に変更してもらわない。

尚、生命保険は相続財産の中に入るが、離婚する際財産分与の対象にはならないので注意。

3. 外国出身の妻は夫が金融機関から借金をする際連帯保証人になった。その後二人は離婚したが、夫が自己破産したため妻が金融機関から返済を迫られている。調停離婚の際、調書に「夫が責任を持って債務を弁済し、妻には迷惑をかけない」と書いたのだから、関係ないはずだと主張する妻。離婚をしても連帯債務ははずれない。連帯保証は、個人と金融機関の間のことで、結婚離婚は関係ない。調書で、二人の間の合意内容として確認はできても、対外的には何ら効力を持たない。

Q. 信用保証協会が、金融機関の借金の肩代わりをしたと聞いたことがあるが、損をしないのか。

A. 山形県信用保証協会の設立目的は、「中小企業者のために主たる業務として信用保証

の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ること（定款第1条）」で、国・地方公共団体、中小企業金融公庫が、公的融資をして、システムを支えている。

協会は、肩代わりした20～30%の損失が生じる。金融機関は損をしません。

信用保証の仕組みは、以下の通り。

①ある人が金融機関からお金を借りる場合、万が一自分が払えなくなった場合のために信用保証協会に信用保証料を支払って、保証を依頼。

②信用保証協会は国の機関に保険をかけますが、その保険料には借りる人が協会に支払う信用保証料の一部を充てる。

③万が一、借りた人が支払い不能の状況に陥った場合、保証協会は借入人に代わって借金の残額を金融機関に支払う。

④金融機関に支払後、保証協会は国の機関に保険金を請求。

◎具体例：ある人が100万円を金融機関から借り入れ、その返済が出来なくなった場合

①保証協会はその人に代わり、金融機関に100万円を支払う。

②その100万円のうち分けは、保証協会が国の機関に保険金を請求して受け取る70万円～80万円と協会の自己資金30万～20万円。

③この「国からの保険金」は、税金で賄われている。保証協会は県、市町村、金融機関からの出資で運営されている団体であるため、その自己資金には税金も入っている。

④保証協会が、借りた人から100万円を返してもらったら、そのうち70万円～80万円を国に返納しなければならない。残りの30万～20万円は協会の収入になる。

◎お金を借りた人は返さなければならないし、協会が肩代わりしたお金を回収しないと、この信用保証制度は維持できなくなる。今、いろいろな理由で、この制度は大幅な赤字になっており、さまざまな問題が起きている。

Q：日本人・外国人を問わず、連帯保証人になろうとする人には(必要なら母語で) 連帯保証人とは何かについて、金融機関は説明しなければいけないと思うが、実際の運用面ではどうなっているか。その説明なくして連帯保証人になった場合は、契約無効ではないのか。

A：これは難しい問題。まず、連帯保証人になる人が連帯保証人の法的意味を知らないで、保証人になることがあるとすれば問題。この問題は「金融機関の説明義務」と「連帯保証人になる人」という二つに分けられる。

①金融機関の説明義務の問題

最近は上記のようなトラブルを避けるため、金融機関は説明をきちんとしている場合が多い。そして、顧客に、「きちんと説明を受け、理解した」旨を書面でサインしてもらう

ことが、システムとして整ってきている。なので、トラブルが発生した場合、金融機関では、当然ながらきちんと説明したと主張するだろう。時には、署名捺印のある契約書を示して。そのときに、「説明を受けなかった」「連帯保証人の意味を知らなかった」という主張は、あまりにも弱い。裁判すれば、まず負ける。

②連帯保証人になる人の問題

連帯保証人になる人は、やはり連帯保証の法的意味を理解してからなるべき。分からなければ、分かるまで聞くしかない。問題が起きてから知らなかったではすまない。

したがって、質問への答えは、「金融機関の説明に誤りがあれば無効。」

◎連帯保証人のことだが、信用保証協会を利用する場合、昨年10月1日より、原則的に連帯保証人が不要になった。つまり、会社の借入金を保証する場合は、代表取締役のみに保証人となることを求め、個人の場合、保証人は不要。ただし、担保は必要な場合がある。